

京情審答申第119号
平成28年10月24日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月15日付け7産立第134号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定について、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表に記載する部分を除き公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年9月17日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第5条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇が城陽市に進出するにあたり当初から現在までの結果がわかるすべての文書」を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 平成27年10月1日、実施機関は、別紙に記載の文書（以下「本件公文書」という。）を特定して公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を交付した。
- 3 平成27年10月6日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成28年1月29日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、城陽市〇〇地区土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）の進出企業である〇〇（以下「本件企業」という。）と実施機関との間で行われた協議に係る文書である。

本件事業は、城陽市が主体となり、同市の公金を費やし、行われている公益的な事業である。それゆえ、本件事業については、事業内容及び土地区画設備内条件等が周知された上で募集等がなされている。

実施機関は、企業との信頼関係及び企業の秘密情報を保護するためと称して、既に公表されている情報まで非公開としているが、本件事業については府も積極的に広報活動を行っており、なぜそのような情報が非公開になるのか、理解することが非常にできない。本件処分は、条例の理念及び目的に反した、違法性が極めて強いものである。

第5 実施機関の説明の要旨

1 本件事業の概要について

本件企業は、平成26年4月に実施機関を通じて、本件事業に係る進出企業候補として、府により城陽市に紹介されたもので、その後、城陽市と本件企業とで、企業立地に係る協議が開始された。本件公文書は、当該進出について、実施機関と本件企業との間で行われた協議に係る文書である。

企業が、新たな拠点及び施設の整備又は設置を行うことは、用地の探索及び決定、施設の着工及び完成並びに操業に至る、経営戦略に係る重要な一連の活動である。

このような企業活動は、競合企業の動向等、折々の外的な要因の影響を受ける一方で、当該活動の動向が市場等に影響を及ぼし得るものでもあるため、通常、企業内においても限定的な関係者によってのみ取り扱われるものである。

企業誘致業務は、そのような重要かつ限定的な情報を入手し、企業と府との間でやり取りが実現してこそ成り立つものであり、さらに、誘致の交渉経過は、自由競争社会における企業経営の根幹に関わるものとして、企業からは対外秘を原則とした最高度の慎重かつ厳重な取扱いを求められている。

そして、府との交渉経過に関する情報は、いかなる案件及び時期であっても公開されないという一貫した姿勢により、企業の安心感を確保し、交渉を進め、その結果引き出すことができた企業の要請を受け止め、寄り添い、信頼を獲得することで、府における企業誘致をなし得ているところである。

ついては、交渉経過を公にすることは、企業誘致業務の適正な遂行に支障を及ぼすのみならず、都道府県間における競争上の地位にも影響を及ぼすものである。

2 本件処分を行った理由について

- (1) 本件公文書中の「主対応者（部署・氏名・役職）」欄及び「対応者（部署・氏名・役職）」欄に記載されている情報については、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため、条例第6条第1号に該当するため、非公開とした。
- (2) 本件公文書中の「活動目的」欄、「活動結果（詳細）」欄等に記載されている法人の設備投資計画や事業経営に関する情報については、これを公にすることにより本件企業の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあるので、条例第6条第3号に該当するため、非公開とした。
- (3) 本件公文書中の各欄に記載されている交渉の経過等に関する情報については、企業誘致業務の性格上、特定の企業との接触においては、1に記載のとおり、情報管理の徹底を踏まえ信頼関係を構築しながら業務を進めているものであり、当該情報が公にされることは、当該案件に限らず、現在進めている他の案件についても府に対する信頼を失墜させ、誘致交渉及び企業立地に支障を及ぼすことが予想されるとともに、対外的には今後の新たな引き合いや企業開拓に関する企業誘致業務にも疑念を抱かれる可能性があると言えるので、条例第6条第5号イに該当するため、非公開とした。
- (4) 本件公文書中の「活動目的」欄、「活動結果（詳細）」欄等に記載されている本件企業の誘致活動の詳細に関する情報は、そもそも企業誘致活動においては、将来計画等の企業戦略に関わる極めて秘匿性が高い情報を扱うことが多い上、当該誘致活動においては本件企業と実施機関との初回の接触時において、厳重な情報管理の下、当該誘致活動に係る情報は一切公にしないことを確認し合った上で交渉を開始しているため、条例第6条第8号に該当するため、非公開とした。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号、第3号、第5号イ及び第8号を根拠に行った本件処分は妥当でない旨を主張していることから、これらについて検討し、判断することとする。

(1) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

別表の1の項の(1)に掲げる部分及び同表の2の項に掲げる部分に記載されている情報については、私人である個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため、同号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(2) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

別表の1の項の(2)及び(3)に掲げる部分に記載されている情報については、本件企業の設備投資計画や事業経営の重要なノウハウに関する情報であるため、公開することにより、本件企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、同号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

しかし、その他の部分については、本件処分当時に既に報道等で公知となっていた情報や、本件処分時には公知ではなかったものの、現時点では公知となっている情報であり、本件企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、これらの情報が同号に該当するとして非公開とした実施機関の主張は、理由がない。

(3) 条例第6条第5号イ該当性について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものであり、同号イは、非公開事由に該当する「おそれ」として、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれを規定している。

実施機関は、本件交渉経過を公開すれば、他の案件に影響するというが、地方公共団体においては情報公開に関する条例等に基づき各種情報が公開されることは周知の事実であり、また、本件交渉において、府が行った交渉手続自体に、特にノウハウが存すると考えられるものは見当たらないことから、同号イに掲げるおそれがあるとは認められない。

したがって、これらの情報が同号に該当するとして非公開とした実施機関の主張は、理由がない。

(4) 条例第6条第8号該当性について

条例第6条第8号は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に任意に提供された情報について、情報提供者の信頼及び期待を基本的に保護するため、当該条件が合理的なものと認められる限り、非公開とすることを定めたものである。

本件においては、確かに、交渉を開始する時点では、非公開の約束が合理的であったかもしれないが、報道機関に本件が発表された以降は、当該情報は公知のものとなったため、当該合理性は失われたと考えることが妥当である。

また、本件においては、守秘義務契約も交わされておらず、交渉の際に個々の情報について、守秘事項についての指定もなかったことが認められる。

したがって、これらの情報が同号に該当するとして非公開とした実施機関の主張は、理由がない。

2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

公文書名	非公開とすることが妥当である部分
1 活動メモ詳細（活動日付が平成26年4月11日であるもの）	(1) 「活動先の対応者」の主対応者（部署・氏名・役職）欄及び対応者（部署・氏名・役職）欄 (2) 「活動結果」の活動結果（詳細）欄の1行目35文字目から2行目2文字目まで (3) 備考欄の5行目9文字目から11文字目まで及び6行目8文字目から17文字目まで
2 活動メモ詳細（活動日付が平成26年11月19日であるもの）	「活動先の対応者」の主対応者（部署・氏名・役職）欄

別紙

実施機関が特定した公文書

- 1 活動メモ詳細（活動日付が平成26年4月11日であるもの）
- 2 活動メモ詳細（活動日付が平成26年5月22日であるもの）
- 3 活動メモ詳細（活動日付が平成26年11月19日であるもの）